

[被害状況即報]

都道府県			区 分		被 害				
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災 害 名		第	報	そ	田	流失・埋没	ha	
	第					畑	冠 水	ha	
報 告 者 名	(月 日 時現在)		そ	の	他	田	流失・埋没	ha	
	報 告 者 名					畑	冠 水	ha	
区 分			被 害		文 教 施 設	文 教 施 設	箇所		
区 分			被 害			病 院	箇所		
人 的 被 害	死 者	人	住	の	他	道 路	箇所		
	行 方 不 明 者	人				橋 り よ う	箇所		
	負 傷 者	重 傷				人	河 川	箇所	
		軽 傷				人	港 湾	箇所	
家 被 害	全 壊	棟	家	の	他	砂 防	箇所		
		世帯				清 掃 施 設	箇所		
		人				崖 く ず れ	箇所		
	半 壊	棟	家			鉄 道 不 通	箇所		
		世帯				被 害 船 舶	隻		
		人				水 道	戸		
	一 部 破 損	棟	家			電 話	回線		
		世帯				電 気	戸		
		人				ガ ス	戸		
	床 上 浸 水	棟	家			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
世帯									
人									
床 下 浸 水	棟	家	り 災 世 帯 数	世帯					
	世帯		り 災 者 数	人					
	人		火 災 発 生	建 物	件				
非 住 家	公 共 建 物	棟	火 災 発 生	危 険 物	件				
	そ の 他	棟		そ の 他	件				

区 分		被 害	災等 害の 対設 策置 本状 部況	都道府県			
公立文教施設	千円						
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
そ の 他	農 業 被 害	千円	災適 害用 市救 町助 村法 名	計 団体			
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	そ の 他	千円					
被 害 総 額	千円		消防団員出動延人数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 						

※被害額は省略することができるものとする。

※この様式は、火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号消防庁長官）に定める第4号様式（その2）である。

被害程度の判定基準等（災害報告）

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものあるいは死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位。 (同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば2世帯とし、寄宿舍、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として1世帯とする。)
	全全流壊焼出	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難なものを指し、具体的には従来の「半壊」基準の内、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定(損壊基準判定)が50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害の割合による判定(損害基準判定)が40%以上50%未満のものをいう。
	半半壊焼	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的に損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床上以上浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂、竹木等のたい積等のため一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	一部破損	半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

被害区分		判定基準	
非住家の被害	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、この基準中他の被害区分に属さないものとする。	
	その他	土蔵、倉庫、車庫、納屋等の建物とする。これらの施設に常時人が居住している場合には当該部分は住家とする。	
その他の被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	病院	医療法（昭和23年法律第20号）第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	動力船で船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	電話	災害により通話不能になった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。	
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。		

被害区分		判定基準
建物	建 危 所	地震又は火山噴火の場合のみ報告すること。
	險 の 物 物 他	
り 災 者	り 災 世 帯 数	災害により被害を受け、通常の生活を維持することができなくなった生計を一つにしている世帯で、全壊、半壊及び床上浸水により被害を受けた世帯とする。
	り 災 者 数	り災世帯の構成員とする。
災害 の 態 様	地 す べ り	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第1項に規定する現象をいうものとする。
	が け 崩 れ	がけ地の崩壊をいうものとする。
	土 石 流	河床勾配が20分の1以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。
被 害 額	公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 業 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	商 工 建 物 被 害	商店、工場等の被害をいうものとする。住宅と併用の場合は住宅部分を除いた被害額とする。
鉄 道 施 設 被 害	鉄道施設の被害とする。	

被害区分		判定基準
	電信電話施設被害	電信電話施設の被害とする。
	電力施設被害	電力施設の被害とする。

- (注) 1 「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」の被害は、災害中間報告にあつては、報告時点で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあつては、被害の最大値を記入するものとする。
- 2 「地すべり」、「がけ崩れ」及び「土石流」の箇所は、防止施設、人命、住家、公共的建物に被害があつたものとする。
- 3 被害額については、原則として施設等にあつては、その再取得価額又は復旧額とし、生産物については、時価とする。なお、公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設で査定済のものについては、その査定金額を記入し、未査定額はカッコ書きとするものとする。

第 号
年 月 日

(富山県知事) 様

富山市長 印

災害派遣要請依頼について

自衛隊法第83条第1項の規定により、次のとおり自衛隊の派遣を要請されたく依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

第 号
年 月 日

富山県知事 様

富山市長 印

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けていましたが、(災害の復旧)もおおむね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日 時 分

2 派遣要請依頼日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

No. _____

被災者台帳				校 区	町内会					
被災月日	令和 年 月 日	調査月日	令和 年 月 日	災害名						
世帯主氏名		世帯人員 人	住所							
			避難先	()						
世帯類型	老人・生保・身障・母子・寡婦・要保護・その他()									
店舗等の名称 事業主名 所有者名		従業員数 人	所在地							
			連絡先	()						
建物の状況	区分	住 家	非 住 家		被害の程度	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない(一部損壊)				
	※該当の種別に○	専用住宅 共同住宅 店舗併用	店舗	事務所		倉庫など	A	床上浸水	床から cm	
								土砂堆積	床から cm	
							B	床下浸水	地面から cm	
	土砂堆積	床から cm								
	自家・借家・間借	平 屋 2 階 建 3 階 建 以 上						C	店舗浸水	床面から cm
									土砂堆積	床面から cm
								D	被害の内容	
	延床面積	m ²	店舗等面積	m ²			E	その他被害		

※被害区分(1死亡・2行方不明・3重傷・4軽傷・5なし)

家族の状況	氏 名	性別	生年月日	続柄	職業(学校・学年)	※被害区分	備考
		男・女		世帯主		1・2・3・4・5	
		男・女				1・2・3・4・5	
		男・女				1・2・3・4・5	
		男・女				1・2・3・4・5	
		男・女				1・2・3・4・5	
連絡事項				調査責任者	課 名 氏 名	内線	

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	生年月日

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家*の所在地	
住家*の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
被害の内容	
建物の種類	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。
(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	<input type="checkbox"/> 被害あり <input type="checkbox"/> 被害なし
備考	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

富 山 市 長

り災証明申請書

(宛先) 富山市長

令和 年 月 日

〔個人、事業所、両用〕

申請者	住所	TEL		
	氏名			
事業所	所在地			
	事業所名			
り災日時	令和 年 月 日	午前	時 分	ごろ
り災場所				
使用目的				
証明書の提出先				
申請通数	個人	通	事業所	通
主管課名				